

## 千葉市の空家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉司法書士会（以下「乙」という。）は、市内における空家等及び空室などに関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内における空家等及び空室などに関し、発生未然防止、流通・活用、適正管理等の総合的な対策を推進することで、安全で安心な住みやすい住環境の維持向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）空室等 市内に所在する共同住宅及び長屋の住戸のうち、居住その他の使用がされていないことが常態である住戸及び市内に所在する建築物の居室のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- （3）特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- （4）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（連携・協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携・協力し取り組むものとする。

- （1）空家等及び空室等の有効活用の推進に関すること。
- （2）空家等の跡地の有効活用の推進に関すること。
- （3）空家等の適正管理の促進に関すること。
- （4）空家等及び空室等の対策の推進に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （5）空家等及び空室等の不動産取引の推進に関すること。
- （6）空家等及び空室等の権利関係の整理に関すること。
- （7）空家等及び空室等に関する相談、専門的な助言、人材育成に関すること。
- （8）空家等及び空室等の対策に必要な情報の共有及び発信、他の関係団体等との連携・協力に関すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、必要な事項。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙が合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、前2項で決定した事項について、別に協定書等を締結できるものとする。  
(連絡会の設置)

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。  
(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報等について法令等に則り、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、適切な管理をすると共に、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に所有者等本人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない時は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月25日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目2番1号  
千葉司法書士会

会長 長谷川 秀夫